

【会則】

第1条（目的）

三田甲南会（以下、当会と称する）は、三田地区の甲南学園の卒業生の相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

第2条（会員の資格）

当会の会員は甲南学園の卒業生で三田地区（三田市内及び近郊）に居住し又は勤務するものとする。
会員の入会認定は役員会にて行う。

第3条（準会員）

会員の家族または知人は準会員として会の行事に参加する事が出来る。但し準会員は総会等の議決権はない。

第4条（役員）

当会に次の役員をおく。

- 会長 1名・・・会務を統括し、議長を勤め、当会を代表する。
 - 副会長 2名・・・会長を補佐し、事故あるときはその職務を代行する。
 - 会計 1名・・・本会の会計事務を行う。
 - 会計監査 1名・・・会計の監査を行い、その正しい執行を示唆する。
 - 書記 2名・・・会議の記録及び文書の作成配布等を行う。
 - 幹事 若干名・・・その他会の運営に対する活動を行う。
- 幹事の互選により幹事長1名をおく。

第5条（顧問、相談役）

当会は必要により顧問、相談役を置く。またその委嘱は役員会が行い、役員会にオブザーバー参加を要請する。

第6条（総会）

当会の最高議決機関は総会とする。
総会は会員の2分の1以上の出席にて成立する。（委任状を含む）
総会は会則の変更、役員承認及び罷免、会計決算報告、予算および活動案を議決する。
総会は会計期間終了後速やかに開催する。

第7条（役員会）

当会の実務運営は役員会が行う。役員会は役員2分の1以上の出席で成立する。

第8条（活動）

当会は三田地域の発展と社会的貢献を願い、会員相互の親睦と交流を図るため、全会員が参加出来る活動を行う。

第9条（会費）

当会の会費は終身会費10,000円（一括納入）または年会費2,000円（一年間）とし、準会員会費も同額とする。

第10条（会計期間）

本会の会計期間は4月1日から翌年3月31日とする。

第11条（事務局）

本会の事務局を三田市南ヶ丘2-1-28 今垣工務店内に置く。TEL：0795-64-5000

第12条（会長の権限）

この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会と協議の上定める。

付 則

1. この会則は平成3年11月22日より施行する。
2. 初年度の会計期間は設立総会から翌年3月31日までとする。